

第 56 回大阪市廃棄物減量等推進審議会
議事録

平成 27 年 3 月 20 日（金）
大阪市環境局 第 1 ・ 2 会議室

開会 13時30分

○山下企画課長代理

それでは定刻となりましたので、ただ今から第56回大阪市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。私は、司会進行をさせていただきます、環境局総務部企画課長代理の山下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでははじめに、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。上から順に、「次第」、「大阪市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿」、「大阪市廃棄物減量等推進審議会規則」、「大阪市廃棄物減量等推進審議会 傍聴要領」、「第56回大阪市廃棄物減量等推進審議会資料」、最後に参考資料でございます。参考資料は、「市政モニターアンケート結果」などとなっております。資料は整っておりますでしょうか。

傍聴者の皆様には、お配りしております傍聴要領に従って傍聴いただきますよう、よろしくお願いいたします。また、私語・雑談は議事進行の妨げになるので慎んでいただき、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。指示に従わない場合は退室していただく場合がございますので、円滑な審議会の運営にご協力をお願いいたします。

会議内容等につきましては、後日、大阪市のホームページにも掲載されます。なお、本日は、取材等を行う報道機関はございません。

本日の出席状況につきましては、委員数14名のところ、12名のご出席をいただいております。お手元の資料、「大阪市廃棄物減量等推進審議会規則 第5条第2項」に規定しております半数以上のご出席がございますので、本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

また、前回の審議会以降、委員の交代がございましたのでご紹介させていただきます。新たに委員にご就任いただきました日本チェーンストア協会関西支部参与の斎藤委員でございます。

○斎藤委員

日本チェーンストア協会代表で来ました斎藤と申します。よろしくお願いいたします。

○山下企画課長代理

なお、武智委員、田村委員におかれましては、本日もご欠席されております。

引き続き、大阪市側の出席者を紹介させていただきます。

(大阪市側出席者紹介)

○山下企画課長代理

ここで、大阪市を代表いたしまして、山本環境局長からご挨拶申し上げます。

○山本環境局長

廃棄物減量等推進審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方には、本日は大変お忙しい中ご出席賜りましてありがとうございます。また、平素から本市の環境行政に何かとご協力、ご指導賜りまして、誠にありがとうございます。

本市では、平成27年度のごみ処理量を100万トン以下とする減量目標を定めまして、本審議会から賜りましたご意見などを踏まえつつ、紙ごみ対策などを進めてまいったところでございます。平成26年度のごみ処理量は94万トンとなり、この目標を大きく前倒しで達成する見込みとなっております。

また、ごみの減量とあわせまして、ごみ処理にかかる経営形態の見直しを進めてまいりましたが、ごみ焼却処理事業につきましては、昨年11月に府知事から八尾市・松原市とともに設立いたします一部事務組合の許可をいただき、来る4月1日から大阪市・八尾市・松原市環境施設組合として焼却事業を開始することによりまして、長期的・安定的な処理体制を構築し、効率的な事業運営を行っていくこととなっております。

一方で、環境への負荷の軽減や、より効率的な事業運営におきましては、さらなる取り組みを進める必要があります。本日の審議会では、ごみ減量の進捗状況や本市としての課題認識などにつきましてご説明させていただき、ごみ処理を進める上で基本となります一般廃棄物処理基本計画の改定の方向性などにつきまして、ご審議、ご議論賜りたいと思っております。

委員の皆様方には、貴重なご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○山下企画課長代理

それでは、議事に移らせていただきます。なお、発言の際は大きな声で明瞭に発言していた

だきますよう、よろしくお願いいたします。以降の議事につきましては、貫上会長にお願いしたいと存じます。貫上会長、よろしくお願いいたします。

○貫上会長

はい。それでは、ただ今ご紹介いただきました貫上でございます。よろしくお願います。

それでは、今日、お手元のほうに次第がございますが、議題を順次、進めていきたいと思えます。一つ目の議題としまして、「ごみ減量の進捗状況等について」ということとなりますが、まずは、事務局のほうからご説明のほど、よろしくお願いいたします。

○馬越企画課長

はい、審議会事務局を担当しております、環境局企画課長の馬越でございます。それでは、座って説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

資料の1ページをご覧くださいと思います。議題1の「ごみ減量の進捗状況等について」でございます。ここでは、昨年7月に開催いたしました、前回の審議会でもいただきました質問へのお答えとともに、平成26年度のごみ減量の進捗状況、それから26年度の新規施策の状況などにつきましてまとめさせていただいております。

1ページから、前回の審議会での質問などがございますけれども、どんな質問があったかということがございますが、まず一つ目の黒い四角でございますが、埋立処分量に関しまして、大阪市のごみの焼却処理量は減っているけれども、埋立処分量も減っているのかといったこと。それから、大阪市は集めました普通ごみについては全量焼却を行っているんですけども、他都市では燃えないごみとして集めましたごみは、そのまま埋立処分している、そういったところもございまして、焼却灰と不燃物などのトータルの埋立量で見ますと、他都市と比べてどうなのかといった質問がございました。

それから二つ目の黒い四角でございます。分別収集についてでございます。ちょっと飛びますが、3ページをお開きいただいて、先にこちらをご覧くださいと思います。3ページをご覧くださいますと、こちらでは各都市のごみの収集区分ということでお示しさせていただいております。

大阪市のところをご覧くださいますと、集めまして直接焼却いたしますごみは「普通ごみ」というふうにしておりますけれども、北九州市以外のところを見てくださいと「燃えるごみ」とか「燃えないごみ」、あるいは「不燃ごみ」といったような区分にしてあります。それか

らまた大阪市のところなんです、缶・びん・ペットボトルなどはまとめまして「資源ごみ」という区分にしておりますけれども、他都市のほう見ていただきますと、「缶・びん」とか「ペットボトル」といった分け方にしております。こういったことから、前回の審議会では「普通ごみ」とか「資源ごみ」とかいった名称が、ごみの分別についてわかりにくいことにつながっているのではないかと、そういったご指摘がございました。

恐れ入ります、もう一度1ページに戻っていただきまして、一番下三つ目の黒い四角でございます。こちらは容器包装プラスチックの収集、この容器包装プラスチックのリサイクル制度についてのご質問でございます。前回も少しご説明いたしましたけれども、容器包装プラスチック収集に関しまして、大阪市が収集したものは、どこに行き、どのようにリサイクルされているのか。また、どれぐらいのコストがかかっているのかといったご質問がございました。

2ページへ移っていただきまして、ここから質問の答えということでまとめさせていただいております。まず一つ目の質問に関しまして、上段の表をご覧くださいなんですけれども、こちらで大阪市を含みます各都市のごみ量や埋立処分量などをまとめております。横浜市とか名古屋市とかを見ていただきますと、備考欄に「熔融スラグ化による資源化を実施」というふうに書いているんですけれども、こうした都市では、焼却灰をドロドロに溶かしてスラグにして、道路の路盤材などに利用してございまして、これによりまして当然埋立処分量が減りますので、表の真ん中あたり、「埋立処分率」は大阪市と比べると少し低くなっている、そういう状況でございます。

また、京都市につきましては、「埋立処分率」は大阪市より少し低くなっているんですけれども、過去数年の京都市と大阪市のごみの組成を比べてみますと、家庭系、事業系を合わせて比較しているんですけれども、不燃物の割合が京都市の場合、大阪市より低い。ガラスとか金属とかいった不燃物の割合が京都市は大阪市より低いといったデータが得られております。数字で言いますと、大体、大阪市は不燃物の割合が8パーセント台の半ばぐらいですけれども、京都市のほうは5パーセント台の半ばぐらいです。不燃物の割合が異なることが、埋立処分率が京都市のほうに少し低いことに関係しているというふうにご覧いただけます。

それから2ページの右下の「大阪市の埋立処分量の減量目標」ということでございますが、現在の一般廃棄物処理基本計画では、埋立処分量の減量目標を平成27年度17万トンとしております。のちほど申し上げますけれども、26年度のごみ処理量につきましては減量がかなり進んでございまして、この埋立処分量の目標につきましても26年度で達成するものと見込んでおります。

もう一度3ページをご覧くださいまして、二つ目の質問に関してでございますが、大阪市の分別の区分は他都市に比べてわかりにくいといった点はあるかもしれませんが、さらに分別品目とかを増やしていくといたしますと、収集のコスト増などにつながっていく、そういったことも考えられます。それから、のちほど説明させていただきますけれども、市政モニターアンケート結果では、「ごみ分別についてわかりやすい情報があったら、一層の分別に取り組むようになる」とお答えの方が結構たくさんいらっしゃいまして、当面はわかりやすい普及啓発、分別の普及啓発などに努めまして、分別の促進を図っていきたくと考えております。

4ページへ移っていただきまして、「容器包装リサイクル制度」についてでございます。4ページは、前回の審議会でもお示しさせていただきました「容器包装リサイクル法」のスキームを示しております。

あらためて説明させていただきますと、この法律は制定されました平成7年当時、家庭から排出されるごみの容積で大体6割を占める容器包装廃棄物の減量と資源化を図る目的で制定されたものでございまして、スキームといたしましては左下の図のようになっております。説明させていただきますと、まず消費者、家庭ですね、そちらでは「プラ」という識別マークのついた容器包装プラスチックを分別して排出する。市町村はそれを分別収集、選別保管しまして、この法律で指定法人となっております「日本容器包装リサイクル協会」、「容リ協」と呼んでおりますけれども、そちらに引き渡します。プラスチック容器の製造メーカーなど特定事業者は、この容リ協へ、引き渡されましたプラスチック容器の再商品化に必要な費用を払う、これは義務付けられております。それから、容リ協はこの特定事業者が支払いました費用を使って、引き渡しを受けたプラスチック容器の再商品化をリサイクル業者に委託しまして、リサイクルが行われる。そういうスキームになっております。

また、右下の図には、こちらは「リサイクルの流れ」ということで、集められたプラスチック容器とかがどういうふうに流れているかまとめておりますけれども、この下のあたりに具体的にどんなリサイクルがされているか書いていますが、リサイクルの手法としましては、「材料リサイクル」と「ケミカルリサイクル」という手法がございます。

5ページへ移っていただきまして、ここでは、今、申し上げましたリサイクル手法などについて説明させていただいております。まず、右側の中段から下あたりにリサイクルでどんな製品ができているのかということをもとめておりますが、材料リサイクルにつきましては、文字どおり収集しましたプラスチック容器を製品の材料として再生する手法でして、製品といたしましては、「パレット」といいまして、フォークリフトとかで物を運ぶ際に使います荷台ですね、

そういったものなどになっております。収集されるプラスチック容器には、さまざまな種類のプラスチックがございますので、リサイクルでつくる製品も品質の確保がなかなか難しいといったような点があるようでして、ご覧のように製品の材料としてあまり高い品質が要求されない、そういうふうな用途が中心となっております。

それから、ケミカルリサイクルのほうでございますが、こちらでは収集しましたプラスチック容器を、製鉄の際に使います高炉還元剤、これ、コークスの代替品でございますけれども、そういったものですか、コークス炉ガスと申しまして、発電するための燃料のガスでございますけれども、そういった燃焼系の用途で使います製品、さらにはアンモニア合成の原料などに加工されている状況でございます。

このページの上段の文章の3行目からご覧いただきたいんですけども、容器包装リサイクル法の上位法でございます「循環型社会形成推進基本法」では、「再生利用」が「熱回収」などより優先されておりますので、こうした規定などを受けまして、「容リ協」が行います入札では、まず、材料リサイクル業者のみで引渡量の50パーセントを入札いたしまして、その後ケミカルリサイクル業者も入れました入札を行う、そういう仕組みになっております。

それから左下の表は、「容リ協」がこの容器包装リサイクル制度に参加いたします市町村から引き渡しを受けましたプラスチック容器につきまして、「材料リサイクル」「ケミカルリサイクル」ごとの落札量と落札単価をまとめております。この表で、落札量は材料リサイクルとケミカルリサイクルの落札量の合計、また、落札単価はトンあたりということになっております。ご覧いただきますとリサイクルの落札単価、材料リサイクルのほうがケミカルリサイクルより高く、大体この差が2、3万円ぐらいあるんですけども、ケミカルリサイクル製品を利用する事業者の方々は、先ほど申しましたように、入札の仕組みが材料リサイクルは優先されているということがこういう価格差の原因で、ほかのリサイクルの手法の参入を阻害している、それでコスト増につながっているといった意見をお持ちのようでございます。

6ページへ移っていただきまして、こちらで「大阪市の容器包装プラスチック収集の状況」ということでまとめております。まず、大阪市では一番上段にございますような経過を経まして、平成17年4月から全市で分別収集を行っております。収集量でございますが、真ん中の表でございまして、その右側あたり、最近の状況では大体年間2万トン程度の収集量となっております。

この2万トンがどのようにリサイクルされているかというのは、その下の表でございますけれども、この表の真ん中あたり、「容リ協」への引渡で見ますと、平成25年度は17,870トン

を引き渡しているんですけれども、大体そのうちの 80 パーセントはケミカルリサイクル業者が落札いたしまして、材料リサイクルのほうは大体 20 パーセントぐらいとなっております。なお、このリサイクル先は「容リ協」の入札で決まりますので、この業者の選定で大阪市の意思、市町村の意思は働くことはございません。それから、材料リサイクルとケミカルリサイクルの割合も入札結果によりますので毎年変動する、そういった状況となっております。

最下段は、大阪市の容器包装プラスチック収集にかけている費用ですけれども、平成 22 年度のデータでは収集にかかります人件費ですとか、異物除去の業務委託費などを合わせまして、約 29 億円のコストがかかっております。なお、この間、大阪市では人件費削減などの取り組みを進めているところですが、最近の費用をざっと試算しましても、29 億円より少しは減っていますけれどもそれほど大きくは変わっていない、そういう状況でございます。

また、参考でございますように、平成 22 年度は普通ごみ収集で、約 41 万トンの普通ごみを 87 億円のコストをかけて行っていたわけなんですけれども、単純に比べてみますと、容器包装プラスチックの 20 倍の量の普通ごみを 3 倍のコストで収集できているということになりまして、いずれにしても、容器包装プラスチック収集というのは、ごみ減量に一定の効果はあるんですけれども、やっぱり比重が軽くてかさばるといったようなこともありましてコスト負担が大きい、そういった状況となっております。

7 ページへ移っていただきまして、こちらでは平成 26 年度のごみ減量の進捗状況をまとめさせていただきます。ここでは、26 年 4 月以降、今年の 1 月までの月別のごみ収集量や搬入量をまとめております。

家庭系ごみでは、一番上の「普通ごみ」がこの大部分を占めておりまして、下段の事業系ごみでは二番目のところがございます「業者収集」ごみが大部分となっております。この表の下の文章、2 行ほど書いておりますけれども、こちらにございますように、平成 25 年 10 月の古紙・衣類の分別収集の全市実施ですとか、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止の開始後、26 年の 9 月までは普通ごみ、業者収集ごみとも前年同月比で 10 パーセント以上の減が続いております、26 年の 10 月以降は落ち着いてきた、そういう状況となっております。

8 ページへ移っていただきまして、こちらでは新規施策などの状況をまとめております。まず、前回の審議会の時にも申し上げましたけれども、古紙・衣類の分別収集ですが、開始時は月 2 回の頻度で行ってございましたけれども、26 年 7 月からは、五つの行政区で収集の頻度を上げまして、週 1 回収集のテスト実施に取り組んでまいりました。その結果、週 1 回収集は収集量の増加につながる。また、昨年実施いたしました市政モニターアンケートでも収集頻度増を

求める回答が過半数を占めておりまして、こうしたことなどを受けまして、本年4月からは全市で週1回収集を実施することにしております。

中段以下の表やグラフでは、週1回収集のテスト実施区とそうでない区、月2回収集のままの区ですね、そちらとの収集量の比較を行っております。表では、本年6月以降の各月について、第3週、第4週の期間の収集量を示しております、テスト実施区では7月以降この期間に収集が2回ありまして、収集量としましてはその合計量を、また、テスト収集を実施していない区につきましては収集が1回ですけれども、その時の量ということで示しております。

数字よりもグラフのほうがわかりやすいと思いますので、一番下の折れ線グラフをご覧いただきたいと思うんですが、このグラフはテスト収集実施前、月2回の収集だった6月の第3週、第4週の収集量を基準としまして、その後、各月の第3週、第4週の収集量がどれぐらいの割合で増減しているかを示したものでございます。一番下の折れ線グラフがテスト収集を実施していない19区の収集量の変化ですが、こちらは12月を除きまして、6月との増減比較が大体0パーセント近辺で、6月と同じぐらいの収集量ということになっております。これに対しまして、上二つの折れ線グラフ、週1回収集をテスト実施しております区の収集量は、週1回収集を始めました7月以降、各月とも、6月と比べて20パーセント以上増加している、そういうことがおわかりいただけると思います。

9ページへ移っていただきまして、こちらでは新しい資源集団回収活動として推進しております「コミュニティ回収」を説明しております。大阪市ではこれまでも古紙類などの資源集団回収活動の活性化を図ってまいりましたけれども、昨年11月から「コミュニティ回収」という新たな手法を始めまして、その拡大を図ることにしております。この「コミュニティ回収」ですが、これは地域コミュニティが契約しました回収業者が大阪市に代わって古紙・衣類収集を行います手法でして、メリットといたしましては、住民の方は排出方法などは大阪市が収集している時と変わらないことですか、それからコミュニティの活性化につながれるといったことがございます。地域コミュニティといたしましては、回収業者への古紙の売却益と大阪市の資源集団回収の支援の両方を得ることができる。それから大阪市にとりましては、「コミュニティ回収」のエリアでは行政回収は行いませんので、拡大すれば処理コストが削減される。そういったことがございます。

それから「コミュニティ回収」の実績でございますが、昨年の11月から鶴見区の榎本地区といますところで、榎本地域活動協議会が回収を始めておりまして、右側の表にその実績を示しておりますけれども、行政の回収の時よりもかなり大きい回収量となっております。

それから9ページの下段では資源集団回収活動の一層の活性化を図るための27年度からの取り組みといたしまして、奨励金の単価引き上げなどの支援制度の拡充を図ることを紹介させていただいております。

10ページへ移っていただきまして、現在の一般廃棄物処理基本計画で基本方針としております、ごみ収集の経営形態の変更について進捗をまとめております。まず、ごみの焼却処理事業についてでございますが、一層のコスト削減とさらなる効率化をめざしまして、八尾市・松原市と一部事務組合の設立を進めてまいりましたけれども、昨年11月25日に府知事の許可をいただき、「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を設立いたしました。本年4月1日から環境施設組合として焼却事業を開始いたしまして、今後は3市でごみ処理の責任と負担を公平に負う安定的な処理体制をつくりますとともに、効果的・効率的な事業運営を行っていくことにしております。

それから、下段の家庭系ごみ収集事業についてでございますけれども、ごみ処理責任を果たしつつ、効率化やコスト削減を図るため、市会でその手法についての議論を踏まえながら民間委託化の拡大に取り組んでいるところでございます。なお、民間委託化の状況としましては、一番下に書いておりますように、27年度から北区・都島区では資源ごみ収集などの民間委託を実施することにしております。なお、粗大ごみ収集につきましては、この間段階的に民間委託化の拡大に取り組んでおりまして、26年度からは全市において民間委託を実施しているところでございます。

議題1につきましての説明は以上でございます。

○貫上会長

はい、ありがとうございました。では、この「ごみ減量の進捗状況等について」というご説明の内容の質問であるとか、あるいはコメントであるとか、いくつか要点があったかと思えますけれども、どこからでも結構ですので、ご意見をもらえましたら、よろしく申し上げます。

○北井委員

ちょっと細かいことなんですけれども、6ページの容器包装プラスチックの収集量についてですが、黒い四角の3段目の表で、収集量が20,513トンで、異物除去業者への引渡量が20,187トンですよ。収集したものは選別しないでそのまま異物除去業者へ引き渡していると思うんですけれども、これが300トンぐらい減っているのは、どういう理由かということとですね、

20,187 トンが異物除去業者に引き渡されて、そこで異物を除去して残渣は2,360 トン出るということなんですけども、容リ協会への引渡数量17,870 トンと残渣2,360 トンを足すと、引渡数量よりも少し増えるんですけど、これ、なんで数字が合わないのかなということなんですけど。

○宮崎家庭ごみ減量課長

家庭ごみ減量課長の宮崎でございます。容器包装プラスチックにつきましては、収集してパッカー車に積んでいた時に水分量もございます。それをいったん、中継施設に降ろしまして、そこから異物除去業者へ引き渡すということになります。また、業者のトラックへ積み込んで渡すこととなりますので、そこでちょっと水分量が減るということがございます。

容リ協会の引渡数量と残渣との差ですけれども、これも計量機の関係もございまして、大阪市の計量機は1キロ単位が出ない10キロ単位の四捨五入方式の計量機でございまして、そういった細かいところの積み上げが、結果として端数で出ているというところでございます。

○北井委員

それはわかりました。それでですね、引渡数量のうち、残渣の割合っていうのが1割強ぐらいですかね。ですから、歩留まりとしては9割近い歩留まりになっているということですね。これは結構高いと思うんですよね。ほかの自治体で、容器包装プラスチックを手選別している自治体なんかでは、その手選別の過程で3割とか4割とかはねられるというようなこともあるというような自治体も聞いてますので、これ、非常に高いというのはどういう理由なんか。必ずしも大阪市民がほかの自治体に比べてそういう部分でのルールが徹底されているとか、そういうふうにも必ずしも思えないんですけど。

○宮崎家庭ごみ減量課長

私どもも、委託事業の検収を、年2回程度でございまして、必ず検査に行っております。そうした中で異物除去業者の選別状況については確認させていただいております。当然、容リ協会へ引き渡したあと、そこで選別ができていないといった状況になりますと引き戻されますし、Dランクといった評価になりますと、容リ協会に今後は引き取っていただけないというところもございます。

そういったところで、異物除去業者にしっかりとやっていただくようお願いをしている中で、市民の方には、やはり異物の混入について特段の協力というんですかね、分別の協力のお

願いをしているところでございます。できる限り残渣が出ないほうが大阪市にとってもいいことなので、その辺の協力の成果かなあというふうに、思っているところでございます。

○貫上会長

よろしいでしょうか。はい、ほか、いかがでしょうか。

○松本委員

ちょっとわからないので教えていただきたいんですけども、10 ページ目の一部事務組合のところで、焼却等の費用を削減するために一部事務組合をつくられたという説明だったと思うんですけども、7 施設あるうちの6 施設は使って1 施設は使わなくなるっていうようなことが、確か資料の中にあつた気がするので、ちょっとその関連があるかどうかっていうのを聞きたいんですけども。要するに、一部事務組合が焼却施設等を別途新たにつくるのか、それとも既存の施設を使うかたちになるのか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○馬越企画課長

まず、工場数につきましては、ごみ減量の進捗にあわせて工場数を見直しているところでございまして、この間、ごみが減ってきておりまして、昨年度末も大正工場を止めまして、現在7 工場で行っております。さらに将来的には、6 工場稼働体制をめざしていこうということにしておりまして、一部事務組合ができましたあとは、工場の稼働につきましてはすべて一部事務組合ということになっていくんですけど、当然古くなりましたら建て替えるということになってきますので、その時の建て替えは一部事務組合が行うということになります。

ただ、一部事務組合が事業をやっていく上でのお金といいますのは、大阪市・八尾市・松原市の分担金として支払われましたお金をもとにやっていくということになりますので、効率的な運営というのも当然やっていただくということにしておりまして、一部事務組合では民間委託の拡大とか、民間活用とかも積極的に進めていただいて、コスト削減を図りながら適正なごみ処理をやっていただくと、そういう方針で今、進めていっているところでございます。

○貫上会長

はい。ほか、いかがでしょうか。

○北井委員

8 ページと 9 ページなんですけども、7 月から 5 行政区で古紙・衣類の週 1 回収集のテスト実施をして、今年の 4 月から全市で週 1 回収集を実施すると。その古紙の行政回収も含め、強化されるということだと思っんですけども、その一方で新しい、古紙を中心とした回収の仕組みとして「コミュニティ回収」というのを進めようとしているということなんですけども、行政回収が週 1 回になって便利になればなるほど、コミュニティ回収で、行政に来てもらわなくてもいいですよ、地活協なんかを中心とした地域のコミュニティだけできちんと地域内の全世帯の紙類を集めてリサイクルに回しますよ、というような仕組みに移行するのは、やっぱり行政回収が強化されればされるほど難しくなるんじゃないかなと。だから、要するに、この二つの施策が矛盾したかたちになっているんじゃないかなと思っんですけども、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいんですけども。

○宮崎家庭ごみ減量課長

今回、行政回収を週 1 回にさせていただきますのは、最終的にコミュニティ回収に移行させたいというのが私どもの考え方でございまして、その間、分別の徹底をしていただくステップとして、この週 1 回、収集頻度を上げて、排出しやすい状況をつくって、市民の方々に分別意識を高めていただいて、それをコミュニティのほうへお願いするということで、結局コミュニティのほうでは回収量が増えないと何のメリットもございませんので、そうしたワンステップというふうに私どもは考えさせていただいているところでございます。

○貫上会長

なるほど。はい、よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。特にまだないようであれば、次の議事のほうもご説明いただいてご意見いただいたのち、最後にもう一度聞かせていただきたい、お声かけさせていただきたいと思っんですので、その時また申し出てください。

そうしましたら、続きまして、資料の 11 ページからになるかと思っんですが、「大阪市一般廃棄物処理基本計画の改定の方向性等について」ということで、説明をよろしくお願ひします。

○馬越企画課長

はい。それでは議題 2 と議題 3 につきまして、一括して説明させていただきます。少し長くなりますけれども、できるだけ簡潔に説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

まず、資料 11 ページでございますけれども、一般廃棄物処理基本計画の改定の方向性ということで、まずこのページではこの計画の法的な意味合いなどから説明させていただきます。この基本計画といいますのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」におきまして、市町村がその区域内の一般廃棄物の処理を行うために策定を義務付けられたものでございまして、目標を 10 年から 15 年程度先におきまして概ね 5 年ごとに改定する、そういうふうに定めております。

計画に定めます事項は法律に規定されておりますけれども、中段の点線の枠内にありますように、順に見ていただきますと、①の一般廃棄物の発生量や処理量、これは減量目標などがございます。それから②の排出抑制の方法ということで、減量施策でございますね。それから③のごみの分別の区分。それから④の一般廃棄物の処理を実施するものの基本的事項ということで、ごみ処理の主体、こういったことを記載するとなっております。

下段のところがございますように、大阪市ではこれまでごみ減量の進捗にあわせまして基本計画の改定を行ってきておりまして、最近では今の計画の前の計画、前計画を平成 22 年の 3 月に定めたわけなんですけれども、前計画につきましても減量目標の前倒し達成が見込まれたことから改定を進めまして、25 年の 3 月に「平成 27 年度ごみ処理量：100 万トン以下」を目標にいたします「現行計画」、今の計画を策定しております。

12 ページへ移っていただきまして、今の基本計画の概要をまとめさせていただいております。まず、「3R の推進など」でございますけれども、現在の基本計画は紙ごみ対策の実施などで、平成 27 年度のごみ処理量、これは焼却処理量でございますけれども、これを「100 万トン以下」とすることを目標としております。それから、安定したごみ処理体制の維持のためには将来的に「90 万トン」をめざすということも位置付けておりまして、その達成に向けた新たな減量施策といたしまして、家庭系ごみ有料化などの検討も進めるということにしております。

また、計画の基本方針といたしましては、この図の下のところがございますが、「民間化・広域化の推進」というところで、先ほどの議題 1 のほうでも少し説明いたしましたごみ収集事業ですとか焼却処理事業の経営形態の見直しを進める、こういったことも計画に位置付けているところでございます。計画期間は 24 年度から 27 年度までを基本ということにしております。

それから 13 ページへ移っていただきまして、「計画改定の必要性」ということでまとめております。計画に定める事項、先ほど 11 ページでご説明しました事項が、この間の取り組みで変化してきたこと、こういうことが背景にございます。まず、ごみ処理量の減少についてでございますけれども、25 年の 10 月から開始いたしました紙ごみ対策などによりましてごみ量が大きく減少してきておりまして、26 年度のごみ処理量は 94 万トンになるなど、100 万トン以下と

する目標は今年度に前倒しで達成する見込みとなっております。こうしたことから減量目標を見直すという必要が一つございます。

それから下段の「ごみ処理の主体」のところでございますけれども、ごみの焼却処理を行う一部事務組合、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合でございますね、この設立に伴いまして、ごみ焼却の実施主体がこれまでの大阪市からこの環境施設組合に変更になります。こうしたことから、こちらについても変更ということで27年度中の計画改定を予定している、そういう状況でございます。

14 ページへ移っていただきまして、現行計画に定める施策の進捗ですとかこの間の取り組みの状況などを踏まえた上で、計画改定にあたりましての私どもの課題認識をお示ししております。

まず、①のごみ減量の推進でございますけれども、ごみ処理量を「100 万トン以下」とする目標は前倒しで達成いたしましても、環境負荷を減らす、あるいはコスト削減を図っていくためには、新たな目標を定めて施策を定めていく必要があると考えております。

それから②につきましては、市民サービスの維持を図りつつ、官民の役割分担の観点から家庭ごみ収集の民間委託化の拡大を図ること。

また、③につきましては、環境施設組合と連携して適切にごみ処理を行いますとともに、効率的な事業実施に向けた運営協議を行っていく、そういったことが必要でして、計画改定にあたりましては、こうした課題認識に立って方向性を考えていく、そういったことが重要だと考えております。

それでは、この審議会での検討を、どういった方向で、どのように進めていくかということでございますけれども、本審議会ではこれまでもごみの減量目標ですとか減量施策を中心にご意見いただいてきておりまして、今回の審議会でも15 ページ以降にまとめております現行計画の施策の実施状況や、施策によります減量効果などをもとに、今後の目標や施策についてご意見をいただければと考えております。

そうしたことからまず15 ページご覧いただきたいんですけども、こちらでは現行の基本計画に位置付けております主な減量施策の実施状況ということでまとめております。現行計画には審議会からこれまでいただきました提言などを踏まえまして、ご覧いただいておりますような様々な施策を位置付けておりますけれども、最下段にあります「研究・検討を実施中」の施策を除きますと、一部強化が必要な施策はございますけれども、そのほとんどについて実施してまいったところがございます。

16 ページへ移っていただきまして、こうした施策によります減量の効果ですとか、ごみの組成量の変化についてまとめております。

まず、最上段にございますように紙ごみ対策などは、25 年の 10 月から始めたということで、25 年度につきましては下期を中心に前年度、24 年度と比べますと 10 万トンの減量効果がございました。それから 26 年度は、前年度の 25 年度と比べますと上期を中心の減量効果が大きく、8 万トンの減量見込量があったところでございます。この減量効果につきましては、二つ目の黒点のところがございますように、紙ごみの分別排出などが進んだことで、例えば家庭系ごみにつきましては、普通ごみとして排出されました資源化可能物、分別対象のごみでございませけれども、その量が減少していることによるものと考えております。

中段の点線枠内のグラフで普通ごみの中に含まれます分別対象ごみの組成量の変化を示しておりますけれども、上のグラフは紙ごみ対策の実施前の組成でして、平成 24 年度の状況に相当するものでございます。また、下のグラフは実施後の 25 年 10 月から 1 年間の状況に相当するものとなっております。それからそれぞれのグラフで右側のほう、「資源ごみ」と書いてあるところから右ですね、「資源ごみ」「容プラ」「衣類」「その他の紙」「新聞」という部分ですけれども、そちらにつきましては分別対象のごみということになっております。この分別対象のごみの量を合計いたしますと、上のグラフは合計で約 14 万トンになるのに対しまして、下のほうは 9 万トンということでございまして、この間で 5 万トン減ってきておりまして、こうした分別対象ごみの分別が進んで、分別して排出されるようになり普通ごみが減った、こういうことでごみの処理量が減って、ごみ減量につながっていると考えております。

以上が家庭ごみの状況でございまして、事業系のごみについては記載はしておりませんが、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止などの施策によりまして、こちらも同様に分別や適正区分が進みまして減量につながったものと考えております。

それから 16 ページの下段、この点線枠の下でございしますが、こちらでは今後の施策の検討につなげますため、こうした組成の変化などから考えられることを記載しております。

まず、考えられることの一つ目の黒点ですけれども、先ほどグラフでご覧いただきましたけれども、普通ごみの中には分別対象ごみ、減ってはきてはいるものの、まだかなりの量で排出されているということで、こうした点について取り組みが可能ではないかと考えられます。

その取り組みでございませけれども、先ほど他都市との分別の比較のところの説明いたしましたように、大阪市でも既に横浜市などと同じような分別の区分、品目数になっていまして、これ以上分別を増やすというのは難しい状況なんですけれども、市政モニターのアンケートで

は「わかりやすい情報などがあれば一層分別に取り組むようになる」とお答えの方が 70 パーセントおられる、そういうデータも得られておりますので、わかりやすい普及啓発でごみ減量が期待できると考えられますことから、そうした施策を進めることといたしまして、27 年度につきましてはごみゼロリーダーと連携した啓発ですとか、ごみ分別などについてのスマホ用のアプリの提供などを行う予定としております。

なお、市政モニターのアンケートの結果につきましては、本日参考資料でお配りしております。それから、わかりやすい情報提供で一層の分別に取り組む、ということで 70 パーセント以上の方がいらっしゃるというふうに申しましたけれども、その辺につきましては、抜粋で本日の資料の 23 ページ以降に添付しておりますので、のちほどご覧いただけたらと思います。

それから組成などから考えられること、もう一つございまして、16 ページの最下段の黒点のところでございますけれども、家庭系ごみ・事業系ごみの組成を見ますと、それぞれ 30 パーセントから 40 パーセントぐらいは厨芥類、生ごみが占めておりますが、他都市ではこうした生ごみについて積極的に減量施策を進めているところもございますので、他都市の施策なども参考に生ごみを対象にしました取り組みを進めることが可能と考えられるということがございます。

この点につきましては次ページ以降で検討しておりますので、17 ページご覧いただきたいと思います。17 ページでは、家庭系の生ごみの排出状況などをまとめております。まず、左側に円グラフがございましてけれども、この普通ごみの組成でございましてけれども、普通ごみのうちの 5.4 パーセントは手つかずのまま捨てられた食品、「手つかず食品」とか「食品ロス」とか呼んでおりますけれども、こういったものでございます。大阪市の普通ごみの 36.8 パーセントは生ごみでして、これを重量にすると 12.5 万トンとなるわけなんですけれども、さらにいろんなデータをもとにしますと、生ごみの重量の大体 80 パーセントぐらいは水分でして、下段の右側に他都市での水切りモニターの調査結果ということでお示ししておりますけれども、水切りをすることで重量の大体 10 パーセントぐらいを減らすことができる、そういったデータも得られております。

18 ページに移っていただきまして、こうしたことをもとに「家庭系生ごみの減量効果」ということで試算しております。具体には「食品ロスの削減」ですとか、「水切りの励行」を進めた場合の減量効果でございますけれども、まず、「食品ロスの削減」ですが、先ほどの組成割合などから大阪市内で 1 年間に排出されます手つかず食品の量は大体 1.8 万トンぐらいと試算されます。それから、市政モニターのアンケートで手つかずのまま食品を捨てることが「よくある」「時々ある」とお答えの方の割合は 28.7 パーセント、30 パーセント近くいらっしゃいまして、

こうした方を対象に普及啓発を行うことで、数値化というのはなかなか難しいんですけども一定の減量は期待できるのではというふうに考えております。

また、中段の「水切りの励行」のところでございますけれども、こちらも市政モニターアンケートを行ってございまして、62.2パーセントの方はあまり水切りを行わずに生ごみを排出しているようなんですけども、こうしたデータですとか生ごみの量、他都市の水切り調査のデータなどを用いますと、各家庭で水切りに取り組めば大体0.7万トンぐらいの減量につながると試算しております。

特に水切りに関しましては、最下段で各都市の施策をまとめておりますけれども、大阪市ではこれまでごみの排出時のマナーとして水切りというのを啓発してきたんですけども、他都市では水切りの具体の方法ですとか、さらには水を切ることでごみの発電の効率の向上につながるといった啓発などを行っているところもございまして、こうした施策を参考に今後の普及啓発などの取り組みを検討できるのではないかと考えております。

19ページへ移っていただきまして、こちらでは事業系生ごみの減量効果を試算しております。事業系生ごみにつきましては食品リサイクル法で業種ごとに目標が定められておりますが、上段の小さい表のところがございます食品卸売業と外食産業は定められた目標が未達成となっております。

中段にございますように、大阪市内の中小事業所から排出されます生ごみの量は年間10万トン程度と試算されますけれども、食品卸売業と外食産業が目標を達成したとしますと、それだけで減量効果は大体0.9万トンになります。こうしたことから、事業系生ごみにつきましても、他都市施策などを参考に今後の取り組みを検討できるのではないかとというふうに考えております。

しかし、最下段の「効果と課題」というところがございますように、家庭系・事業系いずれにつきましても、生ごみの対策ということで試算では一定の減量効果が見込めるものの、効果的な普及啓発などをどのように進めていくのかといった課題がございまして、施策の検討におきましてはこうした点について十分考慮する必要があるかと考えております。

20ページへ移っていただきまして、ただ今説明いたしました減量効果ですとか組成の変化の分析に加えまして、大阪市ではどこまでごみ減量ができるのかといった試算なども行いまして、計画改定の方角性として考えられる点をまとめております。

まず、上段の「考慮すべき点」でございますが、平成25年度・26年度につきましては、いずれも前年度と比べますと大きな減量があったところなんですけれども、27年度につきまして

は、26年度は通年で紙ごみ対策を実施してきたということも背景にあるんですけども、そういったことから新たに減量効果が見込めるのは古紙・衣類の分別収集を週1回に頻度を上げるということで、1万トン程度減量につながるのではと見込んでおります。

また、大阪市でどこまでごみ減量ができるのかといった点で、二つ目の黒点に記載しておりますけれども、現行の基本計画の策定時の試算では、当時115万トンぐらいのごみ量があったんですけども、紙ごみ対策で100万トンを達成しましたのち、家庭系ごみの有料化や手数料改定といった経済的手法を用いました減量施策で7万トンぐらい減らしまして、既存施策の強化で1万トン減らす。そして、人口減少によるごみ量の減で2万トンぐらい減る、そういうことで合わせて10万トンの減ぐらいにして90万トンをめざす、そういう試算をしておりました。

しかし、例えば家庭系ごみ有料化というような制度は、普通ごみを出す時は有料の指定袋の使用を義務付けまして、分別対象のごみを出す時はそうでないようにすることで、分別の促進などを図りましてごみの焼却量を減らす、そういったことで減量につなげていく制度なんですけれども、現在の大阪市のごみの状況を見ますと、申し上げましたとおり、家庭系ごみでは、普通ごみに含まれます分別対象ごみは、先ほどの現在の基本計画の策定の試算時の想定よりもだいぶ減少してきている、そういう状況でございます。それから事業系のごみでも、紙の分別などが進み、同様のことが考えられますことから、今の段階では現行の計画の策定時の試算のような効果を上げることは難しく、経済的な手法を用いました減量施策を含めたさまざまな減量施策を実施したといたしましても、向こう10年間ぐらいではごみ処理量を減らすのは家庭系・事業系合わせて86万トン程度が限界と試算しているところでございます。

一方で、ごみの組成を見ますと、先ほども申し上げましたように分別排出の促進などに一層の取り組みが求められる状況にある。言い換えるとこのあたりに減量の余地があるというふうにも言えると思うんですけども、こうしたことを踏まえまして、下段で計画改定において考えられる方向性をまとめております。

まず、目標としましては、この間の取り組みの成果ですとか現行計画との連続性などから、平成37年度90万トンとしまして、ただし、できるだけ早い時期の達成を図ること。それからこれまでの施策に加えまして、市民や事業者の分別促進に向けたわかりやすい普及啓発を進めることとか、コミュニティ回収などの拡大を図っていくということ。それから家庭系・事業系の生ごみ対策を充実していくということ。それから家庭系ごみの収集については市民サービスを維持しつつ民間委託を拡大する。また、一部事務組合と連携してごみの適正処理を図っていくということ。それから経済的手法を用いました減量施策については引き続き検討していくこ

と。こういったことが方向性として考えられまして、今後こうした方向性に沿いまして具体施策の検討ですとか改定作業を進めたいと考えております。

以上が基本計画の改定の方向性でございます。

21 ページへ移っていただきまして、議題3の「その他」でございますけれども、容器包装リサイクル制度についてということで、議題1でも説明させていただきましたが、先ほども申し上げましたようにごみの減量効果はあるもののコスト負担が非常に大きいということもございまして、国への要望ですとか提案のほか、研究なども必要と考えておりますので紹介させていただきます。

まず、上段の「容器包装リサイクル制度の評価」でございますが、この制度の評価としましては、この辺は国全体の話なんですけれども、分別収集の増加によりましてリサイクル率の増加、最終処分量の減少のほか、市民の分別意識の向上や容器の軽量化などによる循環型社会構築などへの寄与がございました。

しかし、制度運営のコスト負担が大きくなっているという課題がございまして、具体には、平成25年度に環境省が行いました調査では、市町村による容器包装廃棄物の分別収集・選別保管のコストは我が国全体で大体2,500億円ぐらいになっております。これはプラスチック容器以外にも容リ法の対象でございますびんやペットボトル、紙製包装容器などのコストも合わせたものでございますけれども、この法律の制度運用に大体市町村が2,500億円ぐらい使っているという状況になっております。

それから容器製造メーカーなど特定事業者が再商品化のために容リ協に支払うコスト、義務付けられているものですが、こちらも合計で年間400億円程度になっている、そういう実態がございます。

このページの下段では「プラスチック製容器包装の分別収集の実施状況」ということでまとめておりますが、現在、市町村の実施率は75パーセント、人口カバー率は85パーセント程度でして、政令指定都市では20都市中16市が実施中でして、コストはかかっているんですけども制度としましては一定定着したものというふうに考えることができます。

22 ページへ移っていただきまして、容器包装リサイクル法には附則で施行後5年を経過したところで施行状況を検討するという規定がございまして、これを受けまして現在国で産業構造審議会のワーキンググループと中央環境審議会の小委員会の合同会合が行われているところでございます。

平成25年の9月から始まりました関係団体のヒアリングでは、中段にありますような意見が

関係するさまざまな団体から出されております。主だったところを紹介させていただきますと、NGO 団体からは「制度自体をリサイクルよりもリデュースなど発生抑制を優先するものにすべきだ」という意見ですとか、それから現在の制度では容器メーカーなど特定事業者が市町村のプラスチック容器の収集量に応じまして費用を負担する責任があるわけなんですけれども、これを「生産量に応じた責任にすべきだ」という意見をおっしゃられております。結局、収集量より生産量のほうが多いので、たくさん負担しないといけないということで、それで容器に使う材料の量とかも減っていくということで、そういう制度にすべきじゃないかというご意見を寄せられております。

それから、ごみ処理に携わる都市などで構成いたします全国都市清掃会議は、先ほども申しましたように市町村の負担が大きいということで、経費を含めました役割分担の見直しなどについて意見を出しております。それから、最近のごみ焼却炉の多くは発電設備がついていることもあってと思いますけれども、石川県の小松市では「電力事情なども考慮して材料リサイクルと熱回収で望ましい方向を示すべき」といった意見を出されておられます。

それから鉄鋼メーカーなどでは、先ほどもちょっと紹介しましたように、ケミカルリサイクルでつくりました高炉還元剤などを使いまして生産を行っているわけなんですけれども、こうした鉄鋼メーカーなどでつくります日本鉄鋼連盟は、材料リサイクルよりもケミカルリサイクルのほうが環境面やコスト面で優れているということで、「材料リサイクル優先の入札を見直すべきだ」といった趣旨の意見を出されておられます。

それから材料リサイクル事業者で構成いたします高度マテリアルリサイクル推進協議会は、材料リサイクルはプラスチック容器が材料として再生されますので、分別に協力してくれました国民にとりましては燃やすような用途になるケミカルリサイクルよりもわかりやすいという趣旨の意見を出しておられます。

それから民間事業者で構成いたします団体のいくつかは、「市町村は分別収集のコスト削減にもっと努めるべきだ」といったような、それぞれの立場もあろうと思いますけれども、いろいろな意見を出されているところでございます。

大阪市ではこれまでも市町村の負担軽減などにつきまして、先ほどの全国都市清掃会議などを通して要望してきたところですが、今後もこうした要望が必要と考えております。それからご紹介させていただきました国の検討会で出ております意見なども見ますと、環境に及ぼす効果ですとか経済性なども考慮した上で望ましい方向性が示されるということも必要だと思っております。大阪市として可能な研究などを行っていきたくて考えておまして、今後必

要に応じて本審議会にもご意見などを伺っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

本日は議題3につきましてもあわせてご意見などをいただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○貫上会長

はい、ありがとうございました。資料で言いますと11ページからになりますが、今後の新しい処理基本計画の考え方の方向性ということは、大事な審議事項かなと思いますが、いかがでしょうか。

○中野委員

生ごみの減量のことについてなんですが、ただ今ご説明いただきましたように、18ページの真ん中少し下のところで、約62.2パーセントの市民は生ごみの排出の際に水切りをあまり実施せずに排出しているということがあります。私も他都市の経験がありまして、水切りがあまりされてないという方が意外に多いというのでちょっとびっくりしたんですけれども。今、ここで大阪市の対策として水切りというふうにおっしゃっているわけなんですけれども、同じページの他都市の、例えば名古屋市なんかでは「ギュッと水切り・ひとしぼり」とかというふうに、「水切り」と「絞る」というのとまた違うと思うんですね。「水切り」というと、ざる状のものを水を落とすというという感じになって、それだと10パーセントぐらいしか減らないかもわからないんですけど、ぎゅっと絞って水分を減らすことによってほとんど半分ぐらいになるということもありますので、ぜひ「水切り」という表現ではなくて、もう少し市民の具体的な行動につながるような、「絞る」とか、思い切り全体重をかけて絞るぐらいの対策をすれば、ずいぶん減らせると思います。私は、そういうことを皆さんやってらっしゃるのかと思ったら、結構やってらっしゃらないので、そういうことをもっと市民に具体的な活動としてわかるような表現で、思い切った表現をしていただいたほうが効果が高いのではないかと思います。

食生活については、冒頭からのご説明のように、市民の方がわかりやすい啓発ということをすぐく望んでらっしゃるわけなんですけど、食生活が一般市民の生活の中でもっとも直接的で誰でもできる対策なので、そのところで、より市民感覚で伝わるような表現をお願いしたいことと、もう一つ、大阪は食べ物がおいしいことで全国的に有名なんですけれども、事業者の方にも、より、例えば紙ごみの搬入禁止とかそういうふうな厳しい対策だけではなくて、例えば

横浜市とか京都市でやってらっしゃるような「食べきり協力店」ですね。あのような対策の可能性は考えられないのかと思います。と、申しますのは、先ほど申し上げましたように、食生活が市民のライフスタイルに与える影響って非常に大きいわけなんですけれども、飲食店で積極的に食べ残しをできるだけやめようとか、食べられるだけを注文するとか、そういうふうな対策をやってくださると、市民の普通の生活にも与える影響が大きいのではないかと思います。

先ほどのご説明では、食品ロスの削減につきまして、手つかずのまま捨てられた食料品というのが主な対象になっているわけなんですけれども、やはり食べ残しですね、食べ残し対策をもう少し徹底しないと食品ロスを減らすことにならないと思うので、手つかずのまま捨てられる、いわゆる食品ロスだけではなくて、食べ残し対策にももう少し力を入れるようにしてはどうかと思われまます。

以上、「水切り」という表現ではなくもう少し一歩進んで具体的な行動に移れるような表現で市民を啓発するということと、「食べきり協力店」など、市民のライフスタイルにより具体的な影響を与えられるようなそういうふうな、事業者の皆さまにもそういうふうな協力を求められないかと、その可能性についてご検討いただきたいということです。

○貫上会長

はい、ありがとうございます。18ページの「水切り」というのをもっとやりなさいということなんです。それから、食べきり等々ってことですね。そういうものも進めるようなことも新たにしてはどうかというようなご意見だったと思いますが、はい。何かございますか。

○馬越企画課長

はい、今、中野委員からいただきましたアンケートの関係でございますが、今日の資料で、25ページのところ、その抜粋ということでつけさせていただいております。

25ページの左上の円グラフでございますけれども、市政モニターアンケートの設問で、「あなたのご家庭では、生ごみを捨てる時、どの程度水切りを行っておりますか」ということで聞きまして、この点線のところが、ですから、中野委員がおっしゃられたような「絞る」とかそういうことはやってなくて、よくても自然に切れるのを待ってという程度でして、この方が6割強いらっしゃるということにして、中には水に濡れたまま捨てているという方もいらっしゃるわけなんですけれども、ここら辺、先ほどの委員からいただきましたようなご指摘をもとに、効果的な普及啓発の方法とか考えていきたいと思っております。

それから、他都市の施策につきましても、まだちょっと十分に情報収集してないんですけども、これからその辺にも取り組みまして、どういうことができるのか考えていきたいと思っております。以上でございます。

○貫上会長

はい、ありがとうございます。今のご意見に関連しても結構ですし、ほか、その他の話題でも結構ですが、いかがでしょうか。

○中野委員

もうちょっといいですか。追加で、そのことに関連してなんですが、他都市で生ごみコンポストとかやってみたけどやっぱり続かないんですね。だから、生ごみコンポストとか、それから乾燥機ですね、あれもコストがかかって続かないし、この電力不足が問題となる中で、電力を使ってごみを乾かすのはどうなのかということもあるので、誰でも手軽にできるような方法をぜひ推奨していただきたいと思います。

○貫上会長

はい、ありがとうございます。ほか、どうぞ。

○松本委員

何点かちょっとわからないので教えていただきたいんですけども。

まず、11 ページの「計画に定める基本的事項」のプログラムですけども、要するに法律の6条1項の中で義務付けられていることが列挙されているということだと思んですけども、ちょっと議題の2と3両方に関わる件かもしれないんですけども、費用の観点っていうのは結構重要なのかなという気がした割には、その点が基本的事項、基本的事項以外のものでも計画の中にもちろん入ってくるのかもしれないんですけども、なんかこの辺ちょっと入ってこないのかなというのがわからなかったんですけども。

要するに、例えば量を減らすとか、減らす時にこういうものをターゲットにしますよというところで、例えば厨芥類っていうのが出てきたわけですけども、他方で、最後の特に容り法の話っていうのは、やっぱり費用の問題ってかなり大きなはずなんですけども、あまりその辺の話が、なんて言うんですかね、基本的に中に入っていないだけなのか、それとも、それ以外

の、要するにそれ以外のところでは費用的な部分も、なんかこう入ってくるのか、そこら辺ちょっと伺いたいんですけれども。

○馬越企画課長

容り法と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は、全く別の、法律としては全く別の法律になっていますので、容り法のほうが、この「廃掃法」と言っていますこちらとはかなり性格が違うようなところもございます。基本はこの廃掃法に基づいて、市町村でやっていますごみ処理というのは枠組みとかがつくられてるわけなんですけれども、容り法のほうは、特に容器包装プラスチックとかは、その規定でということになっておりまして、ただ、収集のところとかは、かぶっていますので、ご説明しましたようないろんな問題が起きてきていると、そういうところがございますね。

○松本委員

そうですね、ちょっと容り法というのはあまり適切な例ではなかったかもしれませんが、コミュニティの回収とか、まさに、この例えば収集コストの問題とかっていうところが結構大きな問題なのかなという気もしたので、それでちょっとお伺いしたということです。要するになんて言うか、その件だけを、費用の点だけをくくりだすことはしないかもしれないっていうのが答えですか。

○馬越企画課長

ええ。ですから、廃掃法で、市町村にごみ処理の責任というのがございまして、ごみ処理はちゃんと市町村の義務としてやっていかないといけないんですけれども、ただ、一方でそれぞれの施策にもかけるお金というのがありますので、お金がもういくらでもあるんだったらいろいろ本当にできるんでしょうけれども、限られた財源の中でやっていかないといけないということもございまして。一方で、大阪市も非常に厳しい財政状況ですのでどんどん削れるところは削ってということで、ごみ処理についてもコスト削減進めているんですけれども、そういった中で市民サービスの水準を下げることなく、どういう方法でできるのかというのを考えているところが、先ほどのコミュニティ回収なり、それから家庭系のごみ収集の民間委託の拡大とかそういうふうなところがございます。ですから、その法律の規定は規定として、市町村の義務という観点でやっていく、一方で、財政状況は財政状況ということでございますので、そ

ういうのを踏まえながらどうやっていくのかっていうことで苦心しているところなんですけれども、そういう状況でございます。

○貫上会長

よろしいでしょうか。はい。ほか、いかがでしょうか。

○花嶋副会長

20 ページの「計画改定において考えられる方向性」っていうところの項目を見ていくと、どうしても市民ばかり頑張っている感じがありまして、事業者とか、つくる側とか、もちろんつくる側にまで大阪市が言うとなるとなかなか難しい点もあるのかとは思いますが、どうもなんですか、食べ残しをするとか、あとひと絞りしろとか、それからコミュニティで回収するとなるとまた当番がまわってくるのかとか、いろいろなんか市民ばかり頑張る感じがあるんですけれども。もう少しこの2Rのリユースとか、それから事業者、つまりコミュニティだけではなくてスーパーマーケット等の売る側の拠点での回収とかいうようなところにも力を入れていただいて、みんなでやるような仕組みができないかなという気がいたします。以上です。

○貫上会長

はい。ちょっとついでに私も、19 ページ目の事業系の生ごみなんですけども、おまとめいただいている資料につきましても、少し直接的な、大阪市さんの業者に対する直接的なデータ等々ではなくて、少し全国的なデータからお示ししていただいているような感じがあって、少しオペラートにくるんだような感じがするのかなという気がありまして、もう少し事業系の生ごみの減量化っていうのは、まあ、一番下で減量化の一定の効果はあるだろうという推定はされているんですけども、もう少しこのところ、具体的にどんなやり方をすべきなのかっていうのをもうちょっといろいろと検討すべきなんじゃないかというような思いを持っているところでございます。

今、花嶋先生のおっしゃったようなことも踏まえて、いわゆる家庭ごみだけではなくて、事業系の生ごみなり、ほかの収集、仕組みであるとかいろんなものも含めて、少しお考えいただくのもどうかと思っておりますが、あわせてご意見ございましたら、ご意見といたしますか、なんかご発言ありましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○馬越企画課長

家庭系、事業系ともに今日は、ちょっと説明は家庭系のほうがメインになっているかもしれませんが、この間かなり両方ともごみ量は減ってきておりまして、全体的に見ますと、減りしろというものがだいぶなくなってきたところがあります。今回の資料作成にあたりまして、どの辺がこれから減らしていく余地があるかっていうようなそういう観点で、他都市の施策なども見ながらいろいろ考えていきますと、生ごみの部分ですとか、それから普通ごみに入っている分別対象のごみとか、もう少し普及啓発とかでなんとかなるんじゃないかという点が出てきておりまして。この辺について、具体の施策の検討というのはもちろんこれからなるうとは思いますが、いずれにしても、かなり削りしろが減ってきているというのは事実でございまして、これまでの施策はこれまでの施策として当然やっていくわけなんですけれども、そういう状況の中でこれからどういうことができるのかということも、ただ今の会長、副会長のご指摘なども踏まえながら考えていきたいというふうに思っております。

○貫上会長

はい。

○上原委員

10 ページに書かれていますように、家庭系ごみの収集で、このところ民間委託の声も聞いたりしています。一部、容器包装プラスチックなんか一部から始まってくるといことなんですけれども、ほかの面でもですけれども、民間委託とか民営化とかね、いろんなことが出てきてるんですけども、私たち市民にとっては、民間委託になって今までと同じか、もしくは以上のサービスが維持されるのかすごく不安でして、他都市なんかはどのようになっているのかと、今後その民間委託された時のプラス面・マイナス面みたいなのところも、ちょっと考えておられるのでしたらお聞きしたいと思います。

○宮崎家庭ごみ減量課長

27年4月から北区・都島区の資源ごみ収集、容器包装プラスチック収集、古紙・衣類収集について民間委託をするということになってございます。他都市においては、やはり直営っていう市の職員による収集というのはかなり減っている状況でございまして、当然、私どもも民間委託するから「安けりゃあええ、サービスが悪くても仕方がないんや」ということではござい

ません。まず、今あるサービス、これは徹底的に、民間であろうがしっかりやっていただく。やっていただかないと民間にしてメリットも何も出てこないといったことでございますので、そこはしっかりと検証をしながら民間さんにやっていただく。

これまでも、府下を見ていただいても委託事業ということでかなりの市町村で実施されてございまして、そういったところで苦情が殺到しているといったこともございませんし、当然、政令指定都市では、横浜市さんも一時期は全部、普通ごみも含む、燃やすごみも含めて全てのごみについて民間委託化をされましたけれども、結果として、今、災害対策とかそういったことを念頭に置かれて、東日本大震災の経験を置かれて、燃やすごみは直営収集、職員での収集に戻していますけれども、それ以外は民間委託を全て26年度で完了されておりますので、そういったところで特段の声というんですかね、苦情っていうのが起こっていないと。

また、福岡市さんなんかは、もう、はじめから民間さんで委託をかけてやられておりますので、そういうところをやはり参考に、大阪市はなかなか民間化が進んでいないといったところもご指摘を受けているところでございますので、民間でできることは民間です、民間ですにあたっては、当然サービスは維持する、ということは条件でございます。そういうところで私ども、しっかりと検証してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○貫上会長

はい。まあ、ご心配ないということでございます。

○宮崎家庭ごみ減量課長

そうです、簡単に言いますと、心配ないと。

○貫上会長

はい。ほか、いかがでしょうか。1番目の議題も含めて、見返しまして全般的にご意見がございましたら、ぜひ、お出しいただきたいと思ひます。

○松本委員

すいません、ちょっとたびたびの質問で恐縮ですけれども、先ほど、ちょっと会長さんと副会長さんから、なんですか、その大阪市の具体的な検証がちょっと、まあ、もうちょっとあつ

たほうがいいんじゃないかという話が出てきて、それと関連のつもりなんですけれども。

13 ページのあたり、平成 26 年度の見込量は 94 万トンぐらいになりますよということと、それから平成 27 年度の目標が、98 万トンぐらいが大体目標になっていて、それで先ほどのそのご回答の中でも、ざっくり言うと、乾いた雑巾を絞るような状態でだんだんこうなっているのでもちょっと難しいという状況は大体わかるんですけれども、ただ、これまでの施策にプラスアルファでいろんな活動をしていくというお話であったと思いますので、数字が 94 から 98 になっているあたりですね、これはあくまで単年度の話ですけれども、平成 27 年度、それからこれ以降ですね、大体どのぐらい、86 とかいう数字があった、どこかで出てきていたような気がするのでも、大体どういう方向性で動かしていくお考えなのかなというところをちょっとお聞かせいただきたけたらと思います。

○貫上会長

あ、その前に。私、先ほど申し上げたのは、大阪市さんの解析というか整理が不十分だということはあるつもりではございません。お示ししている資料の中にはないんですけども、どうなのかなということだけです。

○松本委員

はい。わかりました。

○貫上会長

はい。そこだけはお間違いなきよう。では、よろしくお願いします。

○馬越企画課長

はい。今、松本委員がおっしゃられています 13 ページの表なんですけれども、多分、この一番右の 27 年度目標のところの、ここが 98、61 と 37 足して 98 とおっしゃられたんですかね。

○松本委員

そうですね。

○馬越企画課長

これは、この基本計画をつくった時に、27年度にこれぐらいまで減らして100万トン切るようにする。ですから、24年度ぐらいに今の基本計画つくりました時に、これぐらいまで減らすようにしようということで、それで紙ごみ対策とかでこれぐらいやっ払いこうとして定めた数字でございます。

ところが、施策を進めていく中で、私どもの想定以上に減量が進んでおりまして、26年度、もうすでに94万トン位になっているというところでございます。

○貫上会長

はい、よろしいでしょうか。はい、ほか。

○斎藤委員

すみません、斎藤ですけれども。ちょっとね、20ページの考えられる方向性ですけれども、これ、バーッと聞かせてもらって読ましてもらったんですが、すごく総花だなと思っています。で、優先順位はないんですか。私、京都のこういうエコの会議も出ますし、神戸も出ていますし、滋賀も出ています。いっぱい出ているんですけども、すべてね、「優先はこれです」「今回はこれします」と。京都でしたら、先ほどおっしゃっていた食べきりとかね、それに注力するんだと。それに対して我々は事業者ですから、事業者としてどういうふうな協力をさせてもらえればいいのかとかいうふうなことで検討していくんですけども、どうもすごく総花的で当たり前かなというのがあるんで、優先順位をつけてもらえると非常に我々としても理解しやすいですし、今年度の活動もしやすくなるかなと思いますのでそこら辺、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○馬越企画課長

はい、斎藤委員から今、ご指摘いただきましたけど、申し訳ないんですけど、今の段階ではちょっと優先順位がつけられるだけの、まだそこまでの検討に至っておりませんので、こういう方向性で検討を進めていくということになりましたら、次回の審議会とかでは、これでは大体これぐらいの効果が見込めるといったようなこともお示ししまして、優先順位といったようなことにも少し触れることができたかと考えておりますので、すみませんがよろしくお願いいたします。

○貫上会長

はい、よろしいでしょうか。はい、ほか。

○北井委員

2点あるんですけども、一つ目は16ページの下のほうですね、「平成27年度施策（予定）」として、「本市と地域のごみゼロリーダーが連携した普及啓発」ってあるんですけども、これ具体的にどのようなことを考えてらっしゃるのかということですね。

もう一つは、計画の策定の進め方というか体制についてなんですけども、行政だけで進めるのか、策定作業を進めるのかどうかということなんです。先ほどの花嶋先生のお話にも関連するんですけども、やっぱりごみ問題ほど民間とのパートナーシップが重要な政策課題はないと思いますので、できるだけその策定作業そのものを市民とか事業者を巻き込んだかたちで進めていくというのにも必要なんじゃないのかなというふうに思うんですよね。

今回の基本計画のポイントとして私が重要だと思うのは、特にコミュニティ回収の推進とごみゼロリーダー制度の活性化と、それから生ごみの資源化ですね。これ、いずれも本当に市民の協力ができないことなので、この辺は特にですね。それと、その市民を巻き込むということと、審議会そのものもより主体的に関わった策定のあり方というのにも必要なんじゃないかなと思ってまして、例えば、今申し上げた三つのポイントについては部会みたいのをつくって、それぞれの課題についての専門家とか、実際にこう取り組んでらっしゃる市民団体とかを招いて、勉強会なんかをやりながら計画をまとめていくっていうそういうやり方が必要なんじゃないかなと思うんですけども、それについてのお考えを聞かせていただけますか。

○宮崎家庭ごみ減量課長

まず、ごみゼロリーダーとの連携・活性化といったところでございますが、これまでごみゼロリーダー、廃棄物減量等推進員という制度は、地域の各町会から1名の方を推進員として推薦いただいて、委嘱をしてやってきているんですけども、なかなか大阪市からの情報提供がうまくいかずに、一生懸命活動されている地域もあれば、活動が沈静化している地域もあるといったところもございます。今、第6期の推進員になっているんですけども、この方々についてこれからになるんですけども、まず、私どもとしてはコミュニティ回収、集団回収の地域への拡大版というんですか、そういったところの推進について、やはり情報提供をしながら各地域が取り組めるのか、取り組む時の課題とかですね、どうすれば一緒になって地域にお話が

進めていけるかといったところ、一緒になってお話を聞きながら、これこそそれぞれの地域地域で色が違うというのがありますので、そういったところをまず一つあげております。

二つ目といたしましては、やはり分別の徹底といったところでございます。中には分別の仕方がまだ分からない、特に古紙・衣類収集を始めまして、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、そういったものは分かりやすいんですけども、「じゃあ、お菓子の箱はどれにあたるの」とか、なかなか分かりづらいといったところでございます。また、容器包装プラスチックにつきましても、製品のプラスチックと包装材のプラスチックが分かりづらいといったこともございまして、そうした市民の方にわかりやすい分別の仕方のご説明とか、そういったところでもご協力をいただきながら、重点的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○馬越企画課長

二つ目の計画策定の体制のほうで、行政だけでつくるのかといったご指摘でございますけれども、これまでの計画も、行政のほうで審議会のご意見も聞きながら方向性なり、素案なりをつくって、審議会でも意見をお聞きしてというようなかたちでつくってまいったと思います。この審議会がそもそも市民団体の方、それから各界、いろんな団体の方ということで、そもそもが、いろいろな団体の方なり、それから学識の方なりのご意見いただくために構成しているというところもございまして、基本的には、これまでのようなかたちでつくっていくのかなと今の段階では思っております。

ただ、北井委員もおっしゃられていますとおり、市民の方々のご意見なりを伺っていくということも大事でございまして、市政モニターアンケートをこの間、何度もやったりもしております、そういったアンケートなんかも活用しながら、それから、審議会の運営、具体的にどういう資料を出して、どういうふうに審議会でもその案なりをたたいていただくかといったようなことは、会長のほうともご相談させていただきますけれども、いずれにいたしましても、行政だけでつくるというのではなく、審議会、各界のいろんなご意見も反映できるようなかたちで、この審議会にもご協力いただきながら計画つくっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○北井委員

2点目についてはできるだけですね、審議会が本当に形式的には、素案をもうまとめた段階

でその最終段階で意見を聞くだけの会にならないように、策定プロセスをきちんと随時公開しながら、審議会の委員と情報を共有しながら、意見交換しながら進めていただきたいなというふうに思います。

それとあと、1点目についてなんですけども、宮崎課長がおっしゃるようなことをするためには、ごみゼロリーダーそのものの研修がもっともっと必要だと思うんですよ。今のところ、2年にいっぺんの委嘱式の際に簡単な講演会をやって、マニュアルについて説明して終わりという状況がほとんどだと思うんで、それだったらやっぱり地域に入っていくことはできないんで、研修をもっと強化するってことを切にですね、お願いします。

○貫上会長

はい、そういうようなご要望もあわせて、また実際に、具体的に取り入れていただけるかどうか、またご検討いただけたらと思います。この場ではなかなかすぐにご返事いただけないのかもしれませんが。そうしたら、はい、ほか。

○桑原委員

15 ページの表なんですけれど、「研究・検討を実施中」ということで、処分料を上乗せした事業系のごみの有料袋とか、家庭ごみ処理料の有料化ということなんですけど、検討中ということなんですけど、この施策は20 ページの新しい計画の改定の方向性の中には、こういうような施策については記載がないと思います。検討して実行していく場合、計画のどの方針を具体化することになるのでしょうか。もしくは、次の計画の中には施策の方向性としてすら織り込まないのか、教えていただければと思います。

○貫上会長

多分、今の点は20 ページの一番下の「経済的手法を用いた減量施策について、引き続き検討を進める」というところに相当するんじゃないかと私は理解しているんですが。ですから、前の計画でも検討するってことになっていますので、一応、項目としてはあがっているけれども具体的には、ということかなというふうに理解しているんですけど。もし、補足あればどうぞ。

○馬越企画課長

はい、それで結構です。

○貫上会長

ということですね。

○桑原委員

検討され続ければ、施策としてまた単年度、単年度の施策の中に織り込まれていく可能性がありますという理解でよろしいですか。

○馬越企画課長

今の計画でもこの経済的手法を用いました減量施策、家庭系ごみの有料化とかは検討を進めるということで位置づけているんですけども、それについては引き続き検討を進めていくということです。先ほども申しましたように、私どもの当初の、今の計画の策定時より、だいぶ想定以上にごみ減量が進んでいるということもございますので、しばらく様子も見ながらということで、ただ、引き続き検討は進めていきたいということでございます。

○桑原委員

はい、ありがとうございます。

○貫上会長

はい。ですので、すぐにはこれを、施策をとられるというわけではなくて、その効果も含めてですね。ですから、そういう導入することによっての期待される効果と、それからいろいろ負担も含めてのバランスで今後も引き続き検討するという、そういうことでご理解いただけたらと、だと思っております。はい。ほか、どうぞ。

○増田委員

すみません、増田でございます。先ほど、上原委員からもご指摘がありました民営化の件なんですけれども、ごみ減量とその民営化のどういう関係があるのか、ご提案の趣旨の中にコスト削減と効率化をめざすというところで触れられているので、直接的に減量と民営化がどうつながっていくんだろうかというところが疑問です。

それと、上原委員からのご指摘もありましたとおり、一般廃棄物の処理という市町村の責任

との関わりで慎重な検討が必要ではないかなと思っております。ごみ減量にいたしましても、一般廃棄物の処理責任、適正処理という点につきましても、結局は環境負荷をどう減らすかというところに関わってくる問題だと思いますので、そのあたりの観点から慎重な検討が必要ではないかという意見を述べさせていただきます。

もう一点、容器包装リサイクルのその他のところでございますけれども、国の検討会のほうでいろんなご意見が出ているようで、特に熱回収であったり、あるいはケミカルリサイクルというご意見もあげられているのですけれども、やはりこれも本来であれば、環境負荷をどう減らすか、特に発生抑制という観点からすれば、燃やせばいいという熱回収やケミカルリサイクルをメインにしてしまうと、発生抑制につながっていかない、それだけ燃やす分だけまたつくればいいとなってしまいますので、このあたり、ちょっと大阪市さんにご意見を述べられる機会があれば、その点についてはご留意いただければと思っております。

○貫上会長

はい、二点ございましたが。

○馬越企画課長

今の増田委員からのご指摘でございますけれども、14 ページのところでは我々の課題認識ということで、ちょっと三つ並べて書いておりますので、民間委託化、民間委託の拡大ということでご意見いただいたものだと思いますけれども、私どもとしましては、この①のごみ減量の推進とあわせて②、③に書いてありますようなことも大きな課題で、大阪市としてコスト削減を図りつつごみの適正処理を進めていく上では、②、③にも取り組んでいかないと、ということで、そういう認識のもとで書いております。ただ、審議会のほうで、例えば、この審議会のフィールドでご覧いただきますと、この①というのがやっぱり主な所管事項ということになっておりますので、減量の部分についてご意見いただきたいと思っております。

ただ、増田委員がおっしゃられていますとおり、適正処理というのはもちろん非常に重要なことございまして、私どもとしましては市民サービスの維持を図りつつ、ごみの適正処理、今後とも進めていくというのが大きな方針として掲げておりますので、その点だけはしっかりやっていきたいと思っております。

それから、二つ目の容り法のほうの話なんですけれども、環境負荷を減らすということで、増田委員からもご紹介がございましたけれども、これもいろいろ、いろんな団体によって言う

ことが違ったりですとか、評価のやり方によっていろいろ変わるというようなこともございまして、どれが正しいのかというのなかなかわかりにくいといったような状況なんですけれども、いずれにしても、発生抑制も非常に重要なものでございまして、これからこの辺の議論に關します国の動向なんかも情報収集しながら考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○貫上会長

はい、よろしいでしょうか。

○花嶋副会長

時間のないところすみません。先ほどのご意見に關連してなんですけれども、どうも今回、分別収集をもっと進めようと、みんなにもっと分かってもらって、もっと進めようという方向で強化をしているような感じを受けまして。でも、たくさん出たものをしっかり分けてではなくて、その前の段階のごみになるようなものをなるべく買わないでおこうとか、ごみにならないものは何なのかとか、このあと処理をする方法、処理によってどう環境負荷が出るのかとかいうようなところへの観点が、前より後退してしまったのではないかなという気がいたします。

どうしても市民の側もあまりごみを「分けろ、分けろ」と言われると、「リサイクルすればいいんでしょ」ということになってしまって、だからたくさんリサイクルしてしまうような方向に進まないかなという懸念がございまして、例えば、びん、ガラスびんなども「リサイクルしてるからいいですよ」ということで、ワンウェイびんがどんどん進んでしましまして、リユースびんが減ってしまっているというような現状を考えると、容器包装プラスチックとして買われたものをどうたくさん集めるかではなくて、容器包装プラスチックごみになるようなものをどう減らしていくかというようなことを、事業者の方と最終的には一緒に考えるんだという方向性が必要なんじゃないかなと。

以前は2Rって言ってらしたのが、今、もう一度3Rに変わられて、現実的な策ではあるんだと思いますが、どうしてもなんかごみをもっと分けてリサイクルしようという方向に少しシフトしたのかなという気がいたします。で、せっかくの大大阪ですし、それからこのような立派な焼却施設とそこで発電する施設を持っている大阪市ですので、そこまで含めて今後どうしていったらいいのかというのをしっかり打ち出していきたいなと思いました。

○馬越企画課長

我々は、この資料のつくり方としましては、もちろん2R優先ということです。そういう意識は持ってつくったつもりなんですけれども、ちょっとそういう点で不足しておりましたら、次回からは2Rの推進とかにつきましても、方針としては十分掲げておりますので、その辺につきましてもしっかりお示しできるような内容でつくっていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○貫上会長

ありがとうございました。そろそろ時間もかなりたっておりますので、まとめのほうにいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

この審議会としましては、27年度、次年度にその基本計画の改定をするということ、今日は事務局からもありましたように、その方向性の議論ということで、次回に具体的なその内容が出てくるということになります。その方向性につきましては、20ページの資料の内容ということになりましたですけども、かなり今いろんなご意見がありまして、今、最後におっしゃった花嶋先生の意見、もう少し減量化といいますか、発生抑制のところをもっとやるべきだということとか、あるいは北井委員のほうからありましたように、その計画策定の段階についてもっと、なんて言うんですかね、市民も巻き込んだようなかたちでやってほしいとか、あるいは、具体的にごみゼロリーダーを育てていくという、また違う具体的な策として、行政側のほうで考えるだけじゃなくて、いろんなことも一緒に考えていくようなことを考えていったらどうかと、いろんな具体的な話も含めてあったと思います。

とは言え、基本的には資料の20ページに書かれているご提案いただいた方向性については、特に反対をすることではなくて、むしろもっと積極的にやりなさいというようなご支援をいただいたように私は感じっておりますが、そういうようなかたちで、次回に向けてですけども、今日の場のとりまとめとしましては、このかたちで、プラスアルファでご意見いただいたことを、より盛り込んでいただくようなかたちで次の審議会に向けて計画をしていただくか、あるいはその前の段階で、計画策定より前の段階で、途中段階のものをお示しいただいて、意見を述べさせてもらうような場を設けていただくかどうか、それも含めて事務局のほうでご検討いただきたいということで、まとめてはどうかと思いますが、委員の皆さまいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

今年度としましては最後になりますが、ほか、もし最後にご発言いただくことがございませ

たら、今お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい。では、ありがとうございます。

そうしましたら、今日のいろんなご意見を事務局のほうではうまく、できる可能な範囲で取り入れていただいて、次の新しい計画に向かって素案づくりをよろしくお願いしたいと思います。

本日の内容、審議事項としては以上でございますけども、何かほか、事務局のほうからございますか。

○山下企画課長代理

特にございません。

○貫上会長

はい。では、今日の審議会はこれで終わりということになりますが、委員の皆さんもいないようですので、司会進行のほうは事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

○山下企画課長代理

はい。本日は、委員の皆様にはお忙しいところご出席いただき、多くのご意見を頂戴し、誠にありがとうございました。

次回の審議会の開催日程や議題についてでございますが、会長とご相談をさせていただき、あらためてご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の審議会はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会 15 時 19 分